

参加費無料

経営者、支店長・工場長等事業場トップ、労務・安全衛生部門責任者に有効な経営方針決定の判断材料

インターネット受講可能

令和7年度の“労働の動向”を聴くセミナー

主催 愛知県下各労働基準協会 後援 名古屋北労働基準監督署

愛知県の労働行政を取り巻く情勢は、物価上昇に対して賃金上昇が十分に追いついていない状況が続き、また、少子高齢化を背景とした生産年齢人口の減少が急速に進行する中、多くの企業で人材確保が困難な状況が継続し、特に、中小企業の人手不足感が深刻化しています。

そんな中、愛知労働局では、令和7年度の行政運営方針の3つの柱として、①「最低賃金・賃金の引き上げに向けた支援・非正規雇用労働者への支援」②「人材確保支援、リ・スキリングの推進」③「多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組」を掲げ、様々な対策が行われます。

また、令和6年11月にフリーランスが安心して働ける環境を整備するために「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が施行されました。人材が多様化する中、労働に問題を抱える企業は、業務の推進、人材確保・定着、社会的イメージ等に悪影響が生じ、その成長をも阻害されてしまうため、経営者、管理者は労働の動向を的確に把握し、経営の舵取りを行うことが必要です。

そこで、今後の労務管理等の経営方針決定の判断材料としていただくため、労働最新情報を聴く「**令和7年度の労働の動向を聴くセミナー**」を下記のとおり開催いたします。経営者、支店長・工場長等の事業場トップの皆様、並びに労務・安全衛生部門の責任者、担当者の皆様に、多数ご参加いただきますようご案内申し上げます。

●日時 令和7年6月16日(月) 13:00~16:30

●会場 名古屋能楽堂 名古屋市中区三の丸1-1-1

地下鉄鶴舞線「浅間町駅」徒歩10分
地下鉄名城線「名古屋城駅」徒歩10分



名古屋能楽堂
名古屋城正門前。能狂言等伝統芸能の他、セミナー等も行われる。

セミナー内容

挨拶 名古屋北労働基準監督署長 橋本 享 氏

第1部 令和7年度の労働基準行政の重点対策について

1. 監督業務の重点課題について

名古屋北労働基準監督署 副署長 久野 俊介 氏

2. 労働保険制度について

名古屋北労働基準監督署 副署長 日下部 美鈴 氏

3. 労働災害の防止について

名古屋北労働基準監督署 安全衛生課長 棚橋 克己 氏

第2部 令和7年度の労働の動向について

宮澤俊夫法律事務所 所長 弁護士 宮澤 俊夫 氏
【プロフィール】

金沢大学法学部を卒業し司法試験合格。東京地方検察庁検事に任官し、昭和63年に名古屋法務局訟務部付検事を最後に退官。企業法務を多く手掛け、ち密な解説には定評がある。愛知労働局労災法務専門員・公共調達監視委員会委員長、愛知県仕事と生活の調和推進事業検証委員会委員長、愛知県雇用労働相談センター代表弁護士、愛知県弁護士会民事弁護委員等要職を歴任。



会場に合わせ和服で熱弁する宮澤弁護士

内容: 行政運営方針の重点課題

1. 最低賃金の引き上げに取組む中小企業等支援
2. 長時間労働の是正
3. 総合的なハラスメントの防止
4. 仕事と育児・介護の両立支援
5. 労働保険制度の円滑な運営
6. 『安全経営あいち®』の推進等

内容: 令和7年度の労働法の動向 ～フリーランス法

フリーランス法が令和6年11月から施行されました。この法律は、近年フリーランスとして働く人の増加とともに、取引先とのトラブルが増加のため、フリーランスの保護を図るために制定された法律です。この背景には、国が副業・兼業の普及促進を勧めていることから、一つの企業に雇用されている者が、本業とは別に他に副業として働く者が出てきたことがあります。そのため、企業としては自社社員が他に副業時にどのような対応がよいのか、他方、個人に仕事を委託する場合、その受託者が他社にも雇用されている者で副業としてやっている場合どのような注意点があるか、労働者とフリーランスとの違い等、法的に問題になりそうな事柄とその対応策について解説します。



橋本署長



宮澤弁護士

●対象 経営者、支店長・工場長等事業場のトップの皆様
 労務人事・安全衛生部門責任者、担当者の皆様

●会費 無料 ●定員 600名※定員満了になり次第、締め切ります。

●お申込み方法

①下記の「申込書・参加券」をファックスにて、(一社)名北労働基準協会 総合受付にお送り下さい。

電話(052)961-1666

FAX(052)962-1670

②セミナー当日「申込書・参加券」を受付にご提出下さい。

※インターネット受講の方は動画視聴の手順と視聴パスワードをお送りします。

会場略図



●インターネット参加について

- ・オンデマンド配信です。(開催当日の配信ではありません)
- ・令和7年6月23日(月)より視聴が可能です。
- ・資料は名北労働基準協会のホームページからダウンロードをお願いします。
- ・視聴可能期間は一週間です。

【交通アクセス】

- ・地下鉄鶴舞線「浅間町」下車 1番出口より東へ徒歩10分
- ・地下鉄名城線「名古屋城」下車 7番出口より西へ徒歩12分
- ・市バス「名古屋城正門前」下車すぐ(栄13号系統、栄27号系統、西巡回系統)
- ・なごや観光ルートバスメーグル「名古屋城」下車すぐ
- ・駐車場あり

申込要領		申込書を各労働基準協会へFAX下さい。会場受講の場合は、開講1週間前までにお送りするご案内用紙、または申込書・参加券を当日お持ちください。インターネット受講の場合は、視聴パスワードを記載したご案内文書を視聴開始日までにお送りします			
名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区	
(公社)愛知労働基準協会	〒460-0008 名古屋市中区栄2-9-26	(052)221-1438	(052)204-1268	愛知県以外の地域	
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市中区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市	
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市中区港栄1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区	
名古屋東労働基準協会	〒456-0022 名古屋市中区熱田区横田1-11-6 フジ神宮ビル8F	(052)890-4466	(052)890-4477	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知県東郷町	
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡	
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町19 2階	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡	
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡	
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市	
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡	
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市	
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市	
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市	
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡	
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡	
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市	

令和7年度の労働の動向を聴くセミナー 申込書・参加券

6月16日開催分

申込協会	労働基準協会		会員番号		
事業場名			TEL () -		
			FAX () -		
			E-mail		
所在地	〒	事業内容	労働者数		名
受講者名	区分	氏名	所属部署・職名	受講区分 ○を付してください	
				会場・インターネット	
				会場・インターネット	

※会員番号 (一社)名北労働基準協会の会員企業のみ、ご送付した封筒表面の番号をご記入ください。 ※個人情報 この申込書でご提供いただいた情報は、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、受講者の同意なく目的外利用を行うことはありません。 R7.4.1